

# 告 示

## 埼玉県告示第九百六十五号

測量計画機関である東松山農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

東松山農林振興センター

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

川越市大字下小坂地内ほか

### 四 作業期間

平成二十八年八月八日から平成二十八八月十二月二十八日まで